

浜松市と聖隷クリストファー大学との包括連携に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）聖隷クリストファー大学（以下「乙」という。）は、双方の相互協力及び連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもとに、保健医療福祉の分野で相互に連携協力し、地域の保健医療福祉の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項等）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉の振興に関すること
- (2) 教育及び人材育成に関すること
- (3) 保健医療福祉分野の学術研究に関すること
- (4) 共生社会実現に向けた、地域社会の推進に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な活動、調査研究、報告等に関すること

2 前条各号に掲げる事項を円滑かつ効果的に進めるため、甲乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡調整を行なう。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は本協定に基づく活動により相手側から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の文書による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面により別段の申し出がなされないときは、更に1年間更新され、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保管する。

平成30年1月9日

(甲) 浜松市

(乙) 聖隷クリストファー大学

市長

鈴木康友

学長

大城 昌平